

# **茨城県立霞ヶ浦高等学校の部活動に係る活動方針**

## **1 運動部活動の基本的な考え方**

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 中学部職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問及び外部コーチの指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

## **2 運動部活動の休養日の設定**

- 学期中は週あたり3日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日）を休養日とする。また、週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

## **3 運動部活動の活動時間**

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（長期休業日等）は3時間程度とする。

## **4 運動部活動の朝の活動**

- 原則として、朝の活動は行わない。

## **5 学校単位で参加する大会等の見直し**

- 校長は、茨城県中学校体育連盟及び市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

## **6 熱中症事故の防止**

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数（W B G T）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

## **7 生徒が主体的に自立して取り組む力の育成**

- 生徒が主体的に自立して取り組む力（個々の生徒が自分の目標や課題、部活内の自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決を図る力）を、指導を通して発達の段階に応じて育成する。また、教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのための言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組む。

## **8 外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備**

- 外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

## **9 文化部の活動**

- 現在、本校には文化部は設置していないが、今後文化部を創設したときは、県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制設備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱をする。